

農山漁村振興交付金（農村RMOモデル形成支援）

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○その他

2 事業概要

集落機能の維持・強化を図るため、地域の協議会が行う農村型地域運営組織（農村RMO※）の形成に向けた将来ビジョンの策定等の取組みに支援します。

※農村RMO：複数の集落の機能を補完し、農地保全と農業を主軸に生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組みを行う組織

3 利用対象者

その他（複数の集落を含む地域協議会）

4 支援内容

(1) 補助要件：

○対象地域：地域振興立法8法※指定地域 等

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、離島振興法、豪雪地帯対策特別措置法、棚田地域振興法 ほか

(2) 対象経費：将来ビジョンの策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等を実施するために必要な経費

(3) 補助率：定額（上限1,000万円）

(4) 事業期間：上限3年間

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県 庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当（係）名：中山間棚田・農村づくり担当

(3) 電話番号：023-630-3373

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当・電話番号：

村山総合支庁農村計画課 023-621-8389（企画担当）

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1339（企画担当）

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055（地域保全担当）

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5549（企画担当）

やまがた農地リフレッシュ&アクション事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

新規就農者や地域の担い手、荒廃農地の所有者が行う荒廃農地の再生・利用を総合的に支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- 新規就農者及び実質化された人・農地プランに位置付けられた担い手又は荒廃農地の所有者であること
- 次の農地要件を全て満たすこと
 - ・ 農振農用地区域内の農地であること
 - ・ 荒廃農地A分類（1号遊休農地）であること
 - ・ 賃貸借等により取得した農地又は自らが所有する農地であること
- 賃貸借等によって、再生された農地で5年間以上耕作又は保全すること
- 事業実施にあたり直営施工を含むこと
- 事業費が200万円未満であること

(2) 対象経費

- 再生作業：伐採、伐根、障害物除去、深耕、整地、これらの作業に併せて行う土壌改良、簡易な排水対策 等
- 営農定着・粗放的利用：種子・苗木、飼料等の購入、植栽にかかる経費 等

(3) 補助率：1／4以内

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時受付
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

【県 庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：農村保全担当
- (3) 電話番号：023-630-3373

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：下記のとおり
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8389	（企画担当）
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1341	（計画担当）
置賜総合支庁農村計画課	0238-35-9055	（地域保全担当）
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5549	（企画担当）